

## 輸出先国規制対応支援事業実施要領

制定	令和6年4月1日5輸国第4958号 農林水産省輸出・国際局長通知
改正	令和7年4月1日6輸国第4591号
改正	令和7年6月24日7輸国第1051号
改正	令和8年4月8日7輸国第4674号

### 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（3）のウの輸出先国規制対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 補助事業者及び事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の7の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げる者とする。
  - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人又は事業協同組合
  - （2）法人格を有しない団体であって事業実施計画調整者（交付等要綱第6の1事業実施計画調整者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
  - （1）主たる事務所の定めがあること。
  - （2）代表者の定めがあること。
  - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
  - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業実施計画調整者に提出して、その承認を受けること。
- 4 第3の1の（1）については、事業実施主体を公募で選考し、事業実施主体が取組を実施する事業実施者を公募等で選考した上で実施する。

### 第3 事業の内容

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に基づき、輸出の障害の克服に向けた体制整備の効果的な推進を図るため、国際的に通用する認証等の取得、施設認定の推進等の取組に対して支援する。

なお、本事業の内容、補助対象となる経費の範囲及び補助率については1のとおりとし、1の（1）については事業実施主体が2のとおり実施する。

#### 1 支援の内容等

##### （1）輸出先国から求められる認証、検査等への支援

輸出先国が求める以下のアからオまでに係る対応について必要な経費を支援する。

##### ア 国際的に通用する認証等の新規取得支援

輸出先国の政府等が求める宗教上の条件に係る認証（ハラール、コーシャ等）、輸出先国の小売業者等が求める食品安全等に係る認証（ISO22000、FSSC22000等）、輸出先国の市場において差別化が図られる認証（環境配慮に係る認証等）等の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援する。

##### イ 輸出先国の規制導入、改正等への対応支援

輸出先国の法令等の新規策定、改正等により令和8年度から過去3年以内に導入・改正された又は今後3年以内に導入・改正される農林水産物、食品、食品接触材及びそれらの容器包装等に対する規制への対応について、必要な経費を支援する。

##### ウ 輸出先国の法令等に基づく検査支援

インドネシア、フィリピン等の輸出先国の法令等において、輸出する農林水産物・食品中の残留農薬等について輸出前に検査を実施すること又は輸出前に検査を実施することで輸出先国が実施する検査が省略されることが規定されている場合、当該検査に係る分析等の費用を支援する。

（補足：輸出先国の残留農薬基準を満たしているか自らが事前に確認したい場合は補助対象とはならないので留意する。）

##### エ 輸出先国が求める食品接触材、容器包装等に必要な対応支援

欧州連合（以下「EU」という。）、英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタイン等に輸出する食品に必要な食品接触材、容器包装等に求められる、EU規則に基づく適合性評価、表示切替、宣言書類作成等を行うために必要な経費を支援する。

オ 輸出先国から求められる施設、製品等登録支援

米国等が求める輸出する農林水産物・食品及びその製造施設に係る登録を行うために必要な経費を支援する。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

(補助率)

2分の1以内

(支援方法)

事業実施主体が公募等により事業実施者を選考

(2) 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

ア 輸出先国の要件に適合する施設の認定等支援

輸出先国の法令等に基づき求められる施設の認定等において必要となる認定費用や施設内研修などの経費について支援する。

(補助対象経費)

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

(補助率)

2分の1以内

(支援方法)

公募により補助事業者を選考

イ 登録認定機関による施設認定等支援

登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に定める登録認定機関をいう。）において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援する。

(補助対象経費)

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

(補助率)

2分の1以内

(支援方法)

公募により補助事業者を選考

(3) 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

ア 輸出先国の規制への対応などの講習会等開催支援

輸出先国の政府が求める輸入条件等についての輸出事業者の理解を深め、認定取得の加速化や新たな輸出への取組を促進するため、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定取得に向けた専門家による一般衛生管理やHACCPによる衛生管理に係る講習会等の開催取組を支援する。

なお、補助事業者は、受講者を対象としたアンケート調査等を行うとともに、受講後の活動についてフォローアップを行うこととする。

(補助対象経費)

役務費、消耗品費、旅費、人件費、賃金、委託費、講師手当等

(補助率)

定額

(支援方法)

公募により補助事業者を選考

イ 施設認定や認証取得に係る専門家による現地指導支援

専門的知見を有する機関において、食品の生産、製造、加工、保管、流通等を行う施設に品質・衛生管理等の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応する目的で必要な認証等を取得するために必要な一般衛生管理の徹底やHACCPによる衛生管理の導入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行うために必要な経費を支援する。

(補助対象経費)

役務費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、委託費、専門家手当、審査員手当、通信運搬費等

(補助率)

2分の1以内

(支援方法)

公募により補助事業者を選考

(4) 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援

輸出先国の検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食

肉処理施設等の査察・確認、輸出先国の検査官と我が国の検査官との合同輸出検査に必要な経費を支援する。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、審査員手当、通信運搬費等

(補助率)

ア タイ向けメロン、すいか、きゅうり、トマト等の農産物等を輸出する都度、検査官を招へいする必要がある場合：定額

イ その他の場合：2分の1以内

(支援方法)

公募により補助事業者を選考

## 2 事業実施者の選考等

(1) 事業実施主体は、1の(1)による支援の対象となる事業を行う事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(2) 事業実施主体は、第2の1に定める者の中から、事業実施者を選考及び採択すること。なお、事業実施者は、必要に応じて事業実施主体及び国による実施内容の確認に協力する他、事業成果の波及効果、その活用状況等について、国によるヒアリング等の実施に協力すること。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

(補助率)

定額

## 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度とする。

## 第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

### 1 必須となる基準

(第3の1の(1)の事業について)

(1) 事業実施主体及び事業実施者が策定する事業実施計画は、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(2) 事業実施主体は、全ての事業実施者から「みどりチェック」チェックシー

ト（以下「チェックシート」という。）を収集し、当該補助事業者が各取組を実施する旨をリストに記載して、当該リストを事業実施計画調整者に提出すること。なお、事業実施者が多数の場合は、全ての事業実施者が各取組を実施する旨をリストに記載の上、当該リストを事業実施計画調整者に提出するとともに、全てのチェックシートを保管すること（リストには事業実施者の団体名、代表者氏名、住所、実施する取組の情報を含めること。）。

- (3) 事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施主体は、事業実施者の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。
- (5) 事業実施者は、事業実施計画中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートを事業実施主体に提出すること。また、実績報告の際は、事業実施計画中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出すること。
- (6) 事業実施者は、認証等の取得を遂行すること。
- (7) 事業実施者は、過去に本事業を活用して取得した認証等とは異なる取組であること。なお、本事業を活用した実績があった場合であっても、事業実施年度中に認証等を未取得の場合は、事業実施年度の翌年度のみ対象とする。
- (8) 事業実施者は、過去に、本事業及びその関連事業を活用していた場合、認証等の取得が完了している又は取りやめていないこと。

(第3の1の(2)、(3)及び(4)の事業について)

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）のコミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp>）に登録していること。
- (5) 輸出先国向けに輸出可能な品目に係る取組であること。
- (6) 輸出促進法に基づく登録認定機関であること(第3の1の(2)イに限る。)
- (7) 事業実施計画中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画調整者に提出すること。また、実績報告の際は、事業実施計画中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施した

か否かをチェックし、事業実施計画調整者に提出すること。

## 2 優先採択に係る基準

(第3の1の(1)の事業について(事業実施者に限る))

- (1) 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組である場合
- (2) 本事業の実施期間の翌3年後の輸出目標額の合計が1,000万円以上の団体である場合
- (3) 輸出促進法第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づく計画の認定を受けた補助事業者である場合
- (4) フラグシップ輸出産地に認定されている民間団体等である場合
- (5) 令和7年に米国が発表した関税措置により影響を受け、又は受けるおそれの高い事業者の販路確保支援など、事業内容に米国の関税措置への対応であることが明確に記載されていること。

(第3の1の(2)、(3)及び(4)の事業について)

- (1) 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組である場合
- (2) 本事業の実施期間の翌3年後の輸出目標額の合計が1,000万円以上の団体である場合
- (3) 輸出促進法第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づく計画の認定を受けた補助事業者である場合(第3の1の(2)ア及び(4)に限る。)
- (4) 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容である場合(第3の1の(2)イ及び(3)に限る。)

## 第6 事業実施手続

(第3の1の(1)の事業について)

### 1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成の上、事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うこと。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更(交付等要綱第6の3の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止については、あらかじめ、輸出・国際局長の指導を受けた上で、別記様式2により輸出・国際局長に提出するとともに、交付等要綱第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもってすること。

なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できる。

## 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の事業実施計画調整者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表1の区分の欄の1の(3)のウの輸出先国規制対応支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

## 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2)の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載の上、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。(1) 委託先が決定している場合は委託先名

- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、輸出・国際局長の指導を受けた上で、その理由を明記した輸出先国規制対応支援事業に関する交付決定前着手届(別記様式3)を輸出・国際局長に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 輸出・国際局長は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(第3の1の(2)、(3)及び(4)の事業について)

## 1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成の上、事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うこと。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更(交付等要綱第6の3の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止については、交付等要綱

第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できる。

## 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の事業実施計画調整者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付等要綱別表1の区分の欄の1の(3)のウの輸出先国規制対応支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

## 3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うこと。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 4 事業の着手

(1) 補助事業者は、交付決定の後に事業に着手すること。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、別記様式3の輸出先国規制対応支援事業に関する交付決定前着手届を事業実施計画調整者に提出すること。

(2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合には、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手すること。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載すること。

(3) 事業実施計画調整者は、(1)ただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにする。

## 第7 事業の実施（第3の1の(1)に限る。）

### 1 実施規定の作成

事業実施主体は、第3の1の(1)の事業の実施に当たって、補助金の交付の

手続き等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式4により輸出・国際局長の指導を受けた上で、その承認を受けること。これを変更しようとする際も同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- (4) 申請の取下げの手続
- (5) 事業計画の（変更）承認等の手続
- (6) 補助金の支払の手続
- (7) 交付決定の取消し等の手続
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) 事業実施者の優先採択の基準その他必要な事項

## 2 事業実施者の公募

事業実施主体は、第3の1の(1)の事業の実施に当たり、事業実施者を公募すること。

## 3 事業の実施に関する事項

### (1) 事業計画の作成及び報告

事業実施主体は、実施規程に定めるところにより、事業計画を事業実施者に作成させ、その提出を受けるものとする。事業実施主体は、提出された事業計画が適切かどうか審査を行い、その結果及び適切と判断された事業計画について、別記様式5により輸出・国際局長に報告し、必要に応じて調整を行うこと。

### (2) 事業計画の変更又は中止若しくは廃止に係る報告

事業実施主体は、事業実施者から事業計画の変更（事業目的及び内容の変更に限る。）又は中止若しくは廃止に係る申請を受けた場合は、提出された事業計画の変更等が適切かどうか審査を行い、その結果及び適切と判断された事業計画について、別記様式5により輸出・国際局長に報告すること。

### (3) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、(1)の輸出・国際局長への事業計画の報告後、事業実施者から交付申請書の提出を受け、交付決定を行うこと。また、事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定した補助金額の支払いを行うこと。

### (4) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告を受けるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて事業実施者に対して助言及び指導を行うこと。

## 第8 事業実施状況等の報告

### 1 事業実施結果の報告

補助事業者は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式 2 の事業実施計画に準じて事業実施状況報告書を作成し、事業実施計画調整者に提出すること。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 輸出実績の報告

補助事業者（第 3 の 1 の（4）に限る。）及び事業実施者（第 3 の 1 の（1））は、本事業が完了した年度の翌年度から 3 年間にわたって、別記様式 6 により輸出実績額報告書を作成し、各年度の 4 月末日までに事業実施計画調整者に報告すること。

### 3 事業成果の完了報告（第 3 の 1 の（1）アに限る。）

事業実施者は、第 3 の取組が本事業の事業実施期間に完了しない場合、本事業の実施期間の翌年度から第 3 の取組が完了する年度まで毎年度、事業の成果について別記様式 7 により事業成果報告書を作成し、各年度の 4 月末日までに事業実施計画調整者に報告すること。なお、本事業の実施期間の翌年度以降、第 3 の取組による認証等の取得、査察対応、検査等を取りやめる場合、別記様式 7 にて事業実施計画調整者に取りやめ理由等を報告すること。

## 第 9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める事業遂行状況の報告については、補助事業者は、本事業の実施期間の 12 月末日現在において交付等要綱別記様式第 5 号の事業遂行状況報告書を作成し、翌月末日までに交付決定者（交付等要綱第 9 の 1 に規定する交付決定者をいう。）に提出すること。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、本事業の実施期間の 12 月末日までに事業が終了した場合及び交付決定が本事業の実施期間の 1 月以降となった場合は、報告を要しない。

## 附 則

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際的認証資格取得等支援事業実施要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5873 号農林水産省食料産業局長通知）、施設認定等検査支援事業実施要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5916 号農林水産省食料産業局長通知）、HACCP 認定加速化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 食産第 6778 号農林水産省食料産業局長通知）及び輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施要領（令和 5

年3月30日付け4輸国第6018号農林水産省輸出・国際局長通知)は廃止する。

- 3 この通知による廃止前の2に掲げる通知により令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知により令和6年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月8日から施行する。
- 2 この通知により令和7年度までに実施した事業については、なお従前の例による。